

令和3年3月18日
四国電力株式会社

電気事業法に基づく主任技術者選解任の届出不備について

当社は、電気事業法に基づき、各事業場に必要な免状を有する主任技術者を選任しており、人事異動等によって主任技術者に変更があった場合には、「主任技術者選任又は解任届出書」を関係機関へ提出しております。

このうち、伊方発電所における電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者について、令和2年3月1日付の人事異動に伴う選任および解任の届出ができていないことをこのたび確認したことから、本日、原子力規制委員会、経済産業省および同省中国四国産業保安監督部に同選解任届出書を提出いたしました。

人事異動に際しては、その都度、各事業場において所要の免状を有する者から主任技術者を選任し、適切に職務を遂行しており、本件においても、伊方発電所の運営に影響はありません。

当社としては、今後こうしたことのないよう再発防止に努め、適切な管理を行ってまいります。

以 上